

ツルハホールディングスグループ健康診断について

疾病の早期発見・早期治療のためにも、健康診断を受診ください。

1. 2020年度健康診断の実施について

◎ 健康診断についてお知らせいたします。

2020年度の健康診断は緊急事態宣言実施に伴い、健康診断の受診を控えるようご協力を頂いておりました。

この度の緊急事態宣言の全面解除を受けて、6月16日から健康診断を開始させていただきます。しかしながら、健診機関によって受診人数および検査項目等の制限を行っている場合がございます。

健康診断の申込を行う場合、健診機関への実施状況、検査項目等の確認を行っていただきますようお願いいたします。

2. 昨年度との変更点について

◎ 本人の健診

1. 生活習慣病予防健診を全額補助いたします。
35歳以上の加入者は、昨年まで一定金額を超えた部分は自己負担となっていましたが、今年度より自己負担なく受診が出来ます。

◎ 家族の健診

1. 40歳以上の被扶養者の補助の対象とする健診の種類を、従来の特定健診に加え、定期健康診断B及び生活習慣病予防健診にも広げます。
さらに、補助上限をこれまでの6,520円から10,000円へ引き上げいたします。
(受診頂く際の自己負担が軽減されます。)

(注意事項：定期健康診断B及び生活習慣病予防健診の補助については、健診予約システムが対応しておりませんので健診費用を一度立替頂く必要がございます。お手数ですが、受診頂く際には事前に健康保険組合までご連絡下さい。)

3. 予約期間および受診期間

1. 健診受診予約期間 : 2020年6月16日(火) ~ 2021年2月28日(日)
2. 健診受診期間 : 2020年6月16日(火) ~ 2021年3月31日(水)
3. 年齢日基準 : 当該年度末時点 (2021年3月31日時点の年齢)

4. 健診の種類、受診資格および費用負担

■ 基本健診(複数コースに受診資格があってもいづれか各年度1回までとなります。)

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

○ 本人について

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考
被保険者	定期健康診断A	34歳以下	0円	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	定期健康診断Aとの差額を負担	
		35歳以上	0円	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	定期健康診断Aとの差額を負担	
35歳以上		0円		
健保非加入者	定期健康診断A	34歳以下	0円	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。	
		35歳以上	0円	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。	
35歳以上		全額自己負担となります。		
任継被保険者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。	35歳以上は受診出来ません。
	定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。	
		35歳以上	全額自己負担となります。	
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。	
35歳以上		15,000円超過分を負担		

○ 被扶養者について

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考	
被扶養者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。	35歳以上は受診出来ません。	
		定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。	
			35歳～39歳	全額自己負担となります。	
	生活習慣病予防健診	40歳以上	10,000円超過分を負担	下記 ※注意事項参照	
		34歳以下	34歳以下	全額自己負担となります。	
			35歳～39歳	全額自己負担となります。	
特定健診	40歳以上	10,000円超過分	下記 ※注意事項参照		
任継被扶養者	定期健康診断A	34歳以下	全額自己負担となります。		
	定期健康診断B	34歳以下	全額自己負担となります。		
		35歳以上	全額自己負担となります。		
	生活習慣病予防健診	34歳以下	全額自己負担となります。		
		35歳以上	全額自己負担となります。		
特定健診	40歳以上	10,000円超過分を負担			

※ 注意事項

定期健康診断B及び生活習慣病予防健診の補助については、健診予約システムが対応しておりません。

健診費用を一度窓口で立替頂く必要がございます。後日、健康保険組合にて精算させていただきます。

お手数ですが受診して頂く際には事前に健康保険組合までご連絡下さい。

■ 婦人科検診(基本健診のオプションとして毎年受診可能です)

※ 本人負担額は健診当日現金支払いとなります。

加入区分	健診の種類	年齢区分	自己負担となる額	備考
被保険者	子宮がん検査	20歳以上	5,000円超過額を負担	
被扶養者				
任継被保険者				
任継被扶養者				
被保険者	乳がん検査		5,000円超過額を負担	
被扶養者				
任継被保険者				
任継被扶養者				

※ 子宮がん検査および乳がん検査は同時に受診が可能です。

5. 予約手順

1. 「電話予約」から医療機関を検索し、受診先を選定します。
(該当受診コースの有無・自己負担額確認を確認ください)
2. 健診機関に電話を掛け、予約をします。
3. ツルハホールディングス健康保険組合ホームページの健診システムで予約内容を登録いたします。
4. 該当の方は、医療機関から検査キットが届きます。
5. 指定日時に医療機関で受診(健康保険者証・運転免許証等の本人確認書類持参)

6. 予約内容の変更・キャンセル

1. 予約内容を変更するとき、予約をキャンセルするときは、ご自身で医療機関に電話してください。
2. 変更・キャンセルした内容をバリューHR・カスタマーセンターへご連絡してください。

- Eメール : kensin-tsuruha@apap.jp
- 電話 : 0570-075-705 (平日 9:30 ~ 18:00)
- F A X : 0172-31-3088

7. 本人負担分額の支払い

※ 補助上限を超えた金額の負担額は本人負担となり、健診当日現金支払いとなります。

8. 健診結果票の取扱いについて

- ① 健診結果票は、医療機関から受診者本人と健康保険組合に提出されます。
- ② 健康保険組合は、受診者の健診結果をデータで保管するとともに、メタボリックシンドローム該当者・予備群に該当した方に対して保健指導を行うなど、みなさまの健康管理に役立てて行きます。
- ③ 会社は、労働安全衛生法により従業員に対して年1回の法定健診を実施する義務が課せられています。このため、健康保険組合と会社は定期健康診断を共同事業として実施しており、法定健診に係る健診データを事業主に提供させていただきます。

9. 二次検査について

- ◎ 二次検査(再・精密検査)は保険診療となります。費用の補助はありませんので全額自己負担となります。

10. 契約医療機関以外の受診について

- ① 原則として、契約医療機関(同一市町村内の医療機関)で受診するようにしてください。
遠方につきやむを得ず契約医療機関で受診することが困難な場合は、近隣のかかりつけの医院等で受診してください。(契約医療機関外受診)
その際は、法定健診である旨を伝え、受診料は現金で支払ってください。
- ② 受診後の受診結果(写し)を事業所(会社)へ提出下さい。
- ③ 受診料の精算方法は各社の規則に従ってください。

11. 特定保健指導について

- ◎ 2019年度の特定健診で、特定保健指導に該当になった方には、個別に「特定保健指導」の初回面談実施のご案内がバリューHR様から郵送もしくはメールで届きます。
これまでの生活習慣を専門家の指導の元に振り返り、生活習慣病予防に向けた改善を図って頂く機会です。
現在は自覚症状が無くとも、高血糖・脂質異常・高血圧などの生活習慣病は脳梗塞や心筋梗塞、人工透析を伴う腎臓病などの重大な疾病を引き起こす可能性を高めます。
特定保健指導について自己負担は発生しませんので、大事な健康を守るためにも必ずご参加いただきますようお願いいたします。